## 治水

## 個票 治水1

河川管理者と沿川自治体で構成される、水害に強い地域づくり協議会(仮称)について

淀川水系水害に強い地域づくり協議会各ブロック別協議会は、住民の意識啓発という 重要な役割を持っています。

個票 治水 2 5/8 によれば、関係自治体、防災関係機関、地下街管理者などは協議会メンバーであり、河川管理者からの働きかけにより、洪水の危険性を正しく認識できるので、河川管理者と一体となって洪水の危険性を正しく認識できるので、河川管理者と一体となって洪水の危険性を身舶的な視点から住民に啓発できるようになる。

さらに同 5/8 によれば、協議会メンバー、特に都市計画部局においては、浸水被害の可能性のある場所が提示されることで開発しようとする意思が抑制される効果が期待できる。その結果乱開発がなくなる、とあります。

これらの協議会設置によって期待される効果は、理念の転換による流域対応を行っていく柱になるものです。設置されるだけでは個票各所にみられるフローチャートので示されるような住民への働きかけの実効は従来とそれほど変わらないのではないか。

住民への情報公開・情報提供を行い、流域対応への理解を深めるための伝達手段としては再々申し上げるまでもないことですが:

- 1 マスコミ・インターネット・携帯電話なども利用したより効果的な情報公開・情報提供を行う。また情報伝達方法が複数化していることによる、今の時代に適うより効果的方法の検討。
  - 2 くちコミ・ローテク・地域住民の網の目の連携

## 第2稿4.3.1に関連して

例えば、長期的には浸水被害を軽減する土地利用誘導等が望まれるが、流域住民の意 識啓発を行い、理解を得ていかなければなりません。

協議会に住民を加える、下部組織として多数の住民を加えて代表者を協議会に送り、 成果を地域に持ち帰る、フィードバックさせる、など流域対応について流域全体で考え ていける住民参加をここに実現していただきたい。また、マスコミ、教育関係者に関わ っていただき、広くみんなで考える、知恵を共有することをこの個票1~で提案されて いるような組織で行っていただきたい。

個票治水2 8/8にいわれる、住民の洪水に対して安全で安心なまちづくりへの参画、 を促すには、協議会の中身、波及効果の矢印の中身に住民の存在が希薄であるように思 います。